

渋谷区告示第289号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、渋谷コーポラスマンション建替組合の定款の変更を令和7年11月19日付け申請書のとおり認可したので、同条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年12月5日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 組合の名称 渋谷コーポラスマンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域
  - (1) 名称 渋谷コーポラス
  - (2) 敷地の区域 東京都渋谷区桜丘町94番地1
- 3 施行再建マンションの敷地の区域 東京都渋谷区桜丘町94番地1
- 4 事業施行期間 令和5年11月1日から令和12年12月まで
- 5 事務所の所在地 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地  
旭化成ホームズ株式会社内
- 6 設立認可の年月日 令和5年11月1日
- 7 変更の内容  
事業施行期間の変更  
変更前 組合設立認可の日から令和10年12月まで  
変更後 令和5年11月1日から令和12年12月まで  
事務所所在地の変更  
変更前 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地  
旭化成不動産レジデンス株式会社内  
変更後 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地  
旭化成ホームズ株式会社内
- 8 定款の変更の認可の年月日 令和7年12月5日

## 渋谷区告示第290号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第34条第1項の規定に基づき、渋谷コーポラスマンション建替組合の事業計画の変更を令和7年11月19日付け申請書のとおり認可したので、同条第2項において準用する同法第14条第1項の規定により、次のように告示する。

令和7年12月5日

渋谷区長 長谷部 健

1 組合の名称 渋谷コーポラスマンション建替組合

2 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(1) 名称 渋谷コーポラス

(2) 敷地の区域 東京都渋谷区桜丘町94番地1

3 施行再建マンションの敷地の区域

東京都渋谷区桜丘町94番地1

4 事業施行期間

令和5年11月1日から令和12年12月まで

5 事務所の所在地

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

旭化成ホームズ株式会社内

6 設立認可の年月日

令和5年11月1日

7 変更の内容

事業施行期間の変更

変更前 組合設立認可の日から令和10年12月まで

変更後 令和5年11月1日から令和12年12月まで

事務所所在地の変更

変更前 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

旭化成不動産レジデンス株式会社内

変更後 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地

旭化成ホームズ株式会社内

8 事業計画の変更の認可の年月日 令和7年12月5日